

平成 23 年 12 月 16 日

指定管理者の指定について

(練馬区立平和台体育館、練馬区立桜台体育館、
練馬区立学田公園野球場、練馬区立豊玉中公園庭球場)

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立平和台体育館、桜台体育館、学田公園野球場、豊玉中公園庭球場の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体

構成団体（代表） 株式会社 東京ドーム
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

構成団体 株式会社 東京ドームスポーツ
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

構成団体 株式会社 東京ドームファシリティーズ
(東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号)

構成団体 株式会社 大泉スワロー体育クラブ
(東京都練馬区東大泉四丁目 31 番 6 号)

(2) 所在地

東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号

(3) 代表者

株式会社 東京ドーム 代表取締役社長 久代 信次

3 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

- 平成23年4月27日 第1回指定管理者選定小委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)
- 5月20日 平成23年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)
- 6月28日 平成23年第二回練馬区議会定例会
(練馬区立スポーツ施設条例改正案議決)
- 7月14日 第2回指定管理者選定小委員会
(指定管理者募集要項等の審議)
- 8月1日 ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始
- 8月10日 募集説明会(参加団体数87)
- 8月29日 応募書類受付(応募団体数6)
- ～9月2日
- 9月7日 経営診断委託
- 10月2日 第4回指定管理者選定小委員会
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
- 10月11日 第5回指定管理者選定小委員会
(応募団体の評価、採点)
- 11月1日 第6回指定管理者選定小委員会
(選定団体の評価)
- 11月4日 平成23年度第2回指定管理者選定委員会
(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、中村南スポーツ交流センターでの運営実績から安定した施設運営が期待できること、また、中村南スポーツ交流センターとの連携による施設運営に将来性のある提案がなされていたこと等の理由により、東京ドームグ

ループ・大泉スワロー共同事業体を練馬区立平和台体育館ほか3施設を運営するにふさわしい団体と判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

グループを構成する株式会社東京ドームおよび株式会社大泉スワロー体育クラブの一部、預金対借入金等の比率が低いなど改善の必要が望まれるが、株式会社東京ドームスポーツおよび株式会社東京ドームファシリティーズは資金力、借入金の返済能力が特に優れており、グループとしては平均的な状況にある。

(2) 団体運営の透明性・公正性

東京ドームグループは、個人情報保護規程を定めるとともに、個人情報統括管理責任者を置いた管理体制で個人情報の管理に当たるなど、個人情報保護の意識は高い。情報公開制度に関する規程も既に制定している。また、グループを構成する株式会社大泉スワロー体育クラブは、個人情報保護規程および情報公開制度に関する規程を制定する予定である。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

それぞれに給与に関する規程、就業規則、法令の遵守等に関する行動規範が整備され、理事会・役員会も定期的に開催されている。特に東京ドームグループにおいては、コンプライアンス行動規範を制定し、法令遵守を徹底させている。

(4) 運営実績

東京ドームグループは、都内の施設をはじめとして、全国29施設でスポーツ施設を中心に指定管理者として運営を行っている。区内では練馬区立中村南スポーツ交流センターにおいて、開設時より指定管理者として運営を行っており、運営状況は良好である。また、株式会社大泉スワロー体育クラブは、昭和50年から区内の東大泉四丁目において、クラブ運営に当たっている。

(5) 効率的運営・効率化への取組

屋外施設の繁忙時の対応として、近隣の中村南スポーツ交流センターから職員を配置するなど効率的な施設運営の提案がある。また、施設利用者に対する環境への配慮の呼び掛けや、省エネルギー化を図りコスト削減へ取り組む姿勢が示さ

れている。

(6) 受託への熱意・意欲

隣接する中村南スポーツ交流センターの管理運営とあわせた施設運営への意欲がある。特に、総合型地域スポーツクラブ（以下「SSC」という。）と協調しながら、屋外施設を活用した区民へのサービス提供の意欲が顕著である。

(7) 施設管理の安全性への配慮

東京ドームグループ内に既にリスク管理委員会が設置され、「リスク管理規程」および「リスク管理プログラム」等が整備されている。東京ドームグループの近隣施設との連携や、防災センターを設置して24時間体制の連絡体制をとるなど、安全性への高い配慮がなされている。

(8) 施設管理運営体制

区の諸規程を遵守・熟知したうえで施設の管理運営を行い、区の事業等への協力とSSCとの連携を積極的に図るとしている。中村南スポーツ交流センターでの指定管理者としての実績や施設が中村南スポーツ交流センターに隣接していることから、区の事業やSSCとの連携に期待ができる。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者の苦情等に対する体制が既に整備され、加えて学識経験者や利用者を加えた運営協議会の設置を提案するなど、苦情解決のための取組に熱意がみられる。また、スタッフには、人権問題に正しい認識を持たせる取組を行うとしている。

(10) 職員の育成

事業所内で行う研修のほか、グループ内の他の事業所での研修や資格取得の支援など多彩な研修プログラムを用意している。また、職員の質的向上を図るため、サービス向上委員会等の専門委員会の設置を提案するなど、職員育成への高い意識を持っている。

(11) 団体の理念・姿勢

企業活動の目的として、豊かな社会の実現に貢献することを挙げるとともに、企業活動の透明性を確保するため、適時・適切に情報を開示としている。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

共同事業体の中に区内事業者が加わっているほか、物品の調達可能な限り区内業者から調達する考えをもっている。従業員の募集に当たっても、区内居住者

の優先的な雇用と、シルバー人材センターや障害者の積極的な雇用を行うとしており、区民の雇用と区内事業者の活用に積極的である。

6 問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課 管理係

電話 03-5984-1372

FAX 03-5984-1221

指定管理者(東京ドームグループ・大泉スワロー共同事業体)の評価結果

(練馬区立平和台体育館、練馬区立桜台体育館、
練馬区立学田公園野球場、練馬区立豊玉中公園庭球場)

| 評価項目・評価基準 | 配点 | 得点 |
|--|------|-----|
| 1 団体の安定性・継続性 (1)利益を上げる力の有無 (2)事業効率の状況 (3)資金力の有無 (4)借入金の返済能力の有無 (5)経営の安全性 | 5点 | 3点 |
| 2 団体運営の透明性・公正性 (1)個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2)情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無 | 5点 | 4点 |
| 3 団体運営における法令等の遵守状況 (1)法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む。) (2)理事会・役員会などの構成の適正性 (3)理事会・役員会などの定期的開催 | 5点 | 4点 |
| 4 運営実績 (1)同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2)既に運営している施設の状況 (3)過去のトラブルへの対応状況 | 5点 | 4点 |
| 5 効率的運営・効率化への取組 (1)人員配置の適正性 (2)多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3)再委託の範囲の適正性 (4)事業計画と収支計画の適正性 (5)経営努力に関する提案内容 | 10点 | 8点 |
| 6 受託への熱意・意欲 (1)施設設置目的との整合性 (2)具体的で独創的な提案の有無 | 5点 | 5点 |
| 7 施設管理の安全性への配慮 (1)日常的な点検体制の有無・程度 (2)危機管理体制の有無・程度 (3)管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 | 10点 | 8点 |
| 8 施設管理運営体制 (1)既存の区立施設と同等以上のサービス水準の確保 (2)利用者ニーズに対応するための提案内容 (3)質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4)施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5)練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6)プール安全監視・救助等の体制 (7)トレーニング室運営事業の提案内容 (8)総合型地域スポーツクラブとの連携・協力 | 20点 | 16点 |
| 9 利用者への対応(接遇を含む。) (1)苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2)利用者への公平公正な対応 (3)利用者等の人権に対する姿勢 (4)職員の接遇に関する取組 | 10点 | 8点 |
| 10 職員の育成 (1)職員に対する研修体制 | 5点 | 4点 |
| 11 団体の理念・姿勢 (1)団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2)団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 | 5点 | 4点 |
| 12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1)区内事業者である。 (2)区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) (3)再委託における区内事業者の活用 (4)物品の区内業者からの調達 | 15点 | 12点 |
| 合 計 | 100点 | 80点 |